

○国土交通省告示第千百八十八号

大館能代空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月一日

国土交通大臣 井林 辰憲

- 一 設置者の氏名及び住所 秋田県 秋田県秋田市山王四丁目一番一号
- 二 空港の名称及び位置 大館能代空港 秋田県北秋田市
- 三 変更がある事項（変更前の事項については、平成十年運輸省告示第三百十一号を参照。）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 百二十一万八千九百六十平方メートル
 - ハ 変更がない事項については、平成六年運輸省告示第十号及び平成十七年国土交通省告示第三百十五号を参照。

（注） 空港の範囲を示す詳細図を秋田県庁において縦覧に供する。

別 図 大館能代空港

